

注) 各補助事業を受ける際は、
必ず事業開始前に申請を済ませてください。

※申請期限厳守※

各事業の申請締め切りは **令和7年11月28日**

令和7年度 紀美野町農業経営支援事業の運用について

この事業については、下記一覧表の取り決めのもと事業を実施した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。すべての事業に、納税状況確認の同意書及び各書類、通帳の写しを提出してください。

	事業の種類	具体的内容	対象者(基準)	補助率	補助限度額及び要件	申請時添付書類	実績時添付書類	補助金の交付
1	農地の改良等(工事費)	基盤(擁壁等含む)区画整備・フラット化	農地面積10a以上 2戸以上の団体	1/3以内	1団体当たり50万円以内	見積書、設計図、施工前写真、団体名簿、位置図	領収書(レシート不可)、施工後写真	令和7年9月30日までに申請及び実績報告書を提出したものに対して、令和7年10月末までに補助金を交付する。 その他のものについては、令和7年11月28日までの申請締め切りとし、令和8年2月27日までに事業を完了したものに対して、令和8年3月末までに補助金を交付する。
2	果樹、野菜、花木園地の施設化(資材費)	パイプハウス等施設化	栽培面積1a以上 2戸以上の団体	1/3以内	1団体当たり50万円以内 (ハウス内設備は対象外)	見積書、設計図、施工前写真、団体名簿、位置図	領収書(レシート不可)、施工後写真	
3	果樹園、水田、畑地の防除施設、農業水路及びかん水施設等整備(資材費)	防除タンク・かん水チューブ・スプリンクラー	2戸以上の団体	1/3以内	1団体当たり50万円以内	見積書、設計図、施工前写真、団体名簿、位置図	領収書(レシート不可)、施工後写真	
4	イノシシ捕獲檻の製作、購入(購入費)	—	わな猟免許取得者	1/2以内	1基当たり5万円以内 (1年度2基以内)	見積書、位置図、わな猟免許状	領収書(レシート不可)、設置後写真	
5	農作物被害防止施設整備(資材費)	防護柵・電気柵等の資材費	—	1/3以内	1m当たり500円以内 (過去5年間補助を受け施工した場所で同対策の場合は対象外)	見積書、位置図、施工前写真	領収書(資材の明細記入のもの、レシート不可)、資材写真、施工後写真	
6	外来生物被害対策(クヒアカツヤカミキリ)	被害木の伐採、伐根等に係る費用	事前に被害報告及び現場確認を行った町内農業者	定額	【伐採、伐根】基本25千円、追加5千円/本 4万円以内 【伐採、根被覆】基本15千円、追加5千円/本 3万円以内	被害報告(現場確認)、位置図、施工前写真	施工後写真	
7	農薬購入費支援	町内に事業所を有する農薬販売事業者から購入した費用	紀美野町の認定農業者または認定新規就農者(認定就農者)	8/100以内	1農家当たり1年度1回8万円以内 (除草剤、肥料等対象外)	認定証、明細書	領収書(レシート不可)	
8	農業機械整備(購入費)	1機10万円以上の直接農作業に係る動力式農業機械または動力式農産物出荷等機械を購入した費用	町内農業者 ※申請者の住所が町外の場合、紀美野町の認定農業者または認定新規就農者(認定就農者)であること	1/10以内	1農家当たり1機のみ10万円以内 (軽トラ・トラック対象外)	見積書、カタログ(認定証) ※農業以外に使用できる機械については、農業以外に使用しない旨の誓約書	領収書(レシート不可)、納品書、納品機械写真 ※農業以外に使用できる機械については、当該年度の確定申告書又は町民税申告書の写し	
9	農業中古機械整備(購入費)	1機30万円以上の直接農作業に係る動力式農業機械とし、町内に事業所を有する農機具等販売事業者から購入した費用	紀美野町の認定農業者または認定新規就農者(認定就農者)	1/10以内	1農家当たり1機のみ10万円以内 (軽トラ・トラック対象外)	見積書、カタログ、認定証	領収書(レシート不可)、納品書、納品機械写真	
10	スマート農業機械導入支援(購入費)	ドローン、アシストスーツ、ラジコン草刈り機等 ※対象になるか事前に相談要	紀美野町の認定農業者または認定新規就農者(認定就農者)	1/2以内	1農家当たり1機のみ スマート農業導入にかかる1機10万円以上の機械を購入した費用に対して30万円以内	見積書、カタログ、認定証	領収書(レシート不可)、納品書、納品機械写真	
11	共同農業機械修繕整備	営農組織の1万円以上の農業機械修繕費用	町内において共有で農業機械を利用している営農団体	1/3以内	1営農組織当たり10万円以内 農業機械(トラクター、コンバイン等)	見積書、写真、団体規約、管理規定等(農業機械を共有していることが分かる書類)、団体名簿	領収書(レシート不可)、完成写真	
12	農業用施設LED整備	町内にある農業用施設のLED化に係る改修費用 ※施設の概ね6割以上が農業用に使用されていること。	町内の農地を10a以上耕作する農家 ※申請者の住所が町外の場合、紀美野町の認定農業者または認定新規就農者(認定就農者)であること	1/3以内	1農家当たり10万円以内(車庫等対象外)	見積書、設計図、施工前写真、位置図、宣誓書、認定証(※町外の場合)	領収書(レシート不可)、施工後写真	
13	6次産業化支援(商品化・整備等)	【商品化】 新たな商品開発に要する経費、既存商品の改善または改良に要する経費及びそれらに付帯して必要となる商品の販売拡大・販売促進に要する経費	町内で6次産業化に取り組む紀美野町の認定農業者または認定新規就農者(認定就農者)	1/3以内	【商品化】 1農家当たり1年度1回10万円以内 (人件費、旅費等は除く)	計画書、見積書、既存商品の写真、認定証	領収書(レシート不可)、納品書、開発商品の写真、当該年度の確定申告書又は町民税申告書の写し	
		【整備】 1機50万円以上の農作物の洗浄・加工・貯蔵機械を購入した合計費用			【整備】 1農家当たり1年度1回30万円以内 (設置費等は除く)	事業構成書、見積書、明細書、カタログ、認定証	領収書(レシート不可)、納品書、納品機械写真、当該年度の確定申告書又は町民税申告書の写し	
14	遊休農地解消対策	遊休農地の解消を行う	紀美野町の遊休農地1a以上を3年以上借受または取得して生産活動の継続を行う農業者(移転後1年以内)	定額 1a当たり5千円	1農家当たり15万円以内 ※概ね2年以上の遊休農地対象 ※借受又は取得後3年以上耕作すること ※申請後3年間現場確認を行う	位置図、解消前写真、利用権設定明細書	解消後写真	
15	農地集積推進	農地を借り受けまたは取得して規模拡大を行う(借り手)	紀美野町の認定農業者または初回申請時49歳以下の農業者(移転後1年以内)	1/3以内	1農家当たり賃借料・取得費に対して10万円以内 (賃借は補助期間最長3年間、取得は初年度のみ)	位置図、利用権設定明細書、認定証	領収証(レシート不可)	
		農地の集積を積極的に行う(貸し手)	農地面積1a以上で、利用権設定期間中、生産活動の継続を条件とし、農業委員会にて利用権設定をした町内農用地を貸付けた者(移転後1年以内)	定額 1a当たり1,000円	1農家当たり10万円以内 (農業委員会にて利用権設定期間3年以上及び賃借・使用賃借契約書を作成している貸付けに限る)三親等以内の親族間の賃借でないもの、法人を除く。契約更新の場合を除く。	農用地利用集積計画公告通知書及び利用権設定明細書、登記簿謄本、全部事項証明書及び公図または地籍図、賃借契約書又は使用賃借契約書、写真(耕作が証明できるもの)		